



我孫子市消防本部告示第2号

我孫子市火災予防条例（昭和37年条例第12号）第11条の2第1項第1号の規定により、消防長が認める延焼を防止するための措置を次のように定める。

令和3年4月1日

我孫子市消防長 深山和義



- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、または鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- 3 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。